

## 平成25年第5回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成25年12月9日（月曜日）

---

### ○議事日程

平成25年12月9日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																						
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君														
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君	総	務	部	長	吉	川	祐	司	君						
総	務	課	長	林	慎	一	君	財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君												
生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君	健	康	福	祉	部	長	清	水	敏	男	君							
産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君	土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君					
入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫	君	会	計	管	理	者	木	村	雅	幸	君								
教	育	部	長	原	田	知	昭	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	堀	浩	二	君							
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	田	直	之	君	監	査	委	員	会	事	務	局	長	藤	本	豊	君
消	防	長	牛	丸	正	美	君	上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君									

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 末岡靖君

---

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、山根議員、17番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速これより質問に入ります。最初は、12番、藤村議員。

〔12番 藤村こずえ君 登壇〕

○12番（藤村こずえ君） 皆様、おはようございます。会派「和の会」の藤村こずえです。週明けのトップバッターとしてすがすがしい気持ちで質問させていただきます。

今回は、水道事業についてと、公園への健康遊具の設置についてお伺いします。

まず、1項目、水道事業についてお尋ねをいたします。

我が国の水道事業は、そのほとんどが地方公共団体による公営企業として経営されており、基本的に必要な経費を税金ではなく、皆様からいただく水道料金で賄う独立採算制に

より運営されております。

水道事業に携わる職員の皆様におかれましては、公営企業職員として安全で安心な給水サービスの提供に、職員一丸となって日夜取り組んでおられることに、まずもってお礼を申し上げます。

私たちは、日常生活において水道の蛇口をひねると、いつでもどこでもおいしい安心・安全な水道水が出てきます。厚生労働省が推奨する水道ビジョンの言葉をかりれば、世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道の基本理念のもと、世界に誇るべき優秀な水道事業を展開している我が国であります。

本市においても平成22年3月「防府市水道ビジョン」が策定され、その中で、水需要が減少傾向にあり、給水収益の増収が見込めない厳しい経営状況が予測される中、経営戦略を策定して計画的に実行していく道筋が定められています。今回は、私たちの生活に欠くことができない水道について、主婦の目線で質問していきたいと思います。明快なる御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目の水道料金についてお尋ねをいたします。本市における水道料金の徴収方法については2カ月徴収となっています。類似する電気、ガスなどの1カ月徴収とは異なり、それらの徴収サイクルとの不整合が生じている現状です。生活に余裕のある方は、2カ月徴収について特別抵抗を感じられていないかもしれませんが、毎月のお給料で生活されている方については、光熱費というのはある程度、毎月このぐらいというのは主婦は考えて生活をしておりますので、負担金を均等にする1カ月サイクルでの徴収を望まれる声は、非常に多く聞きます。

そこで、本市における水道料金は現在2カ月まとめて1度の徴収となっていますが、他市における徴収状況と、1カ月に1度の徴収とすることは可能かお伺いをいたしたいと思っております。

次に、収納率の推移とクレジットカード払いの導入検討についてです。

近年、厳しい経済情勢により収納率が伸び悩んでいると思っておりますが、現在の収納率は何%程度でしょうか。また、現在の納入方法ですが、これは口座振替払いか納入通知書による支払いであると思っておりますが、それぞれの収納形態についてどのくらいの割合か、何%ぐらいかお答えいただければと思います。また、収納率向上という意味においては、水道ビジョンでも平成26年度から運用が検討されているクレジットカード払いの導入について、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

続いて、宅内漏水の通知方法と減免措置についてお伺いをいたします。

施設の老朽化に伴い、水道メーター以降の漏水の発生が近年増加していると思っておりますが、

その漏水について早期に発見し、お客様へ伝えるということは不要な水道料金を未然に防ぐという意味では、大変重要であると考えます。そこで、漏水した場合の告知方法と、漏水した場合の減免措置についてお伺いいたします。

1点目の最後になりますが、今後の水道料金の改定についてお伺いいたします。

平成23年度版、「山口県の水道」によれば、本市の水道料金は県内で6番目であります。県内では真ん中ぐらいの水道料金というところなのですが、平成13年度の料金改定から12年間据え置かれて今の現状が維持されております。平成24年度の決算によれば、およそ2億6,000万円の黒字となっており、経営状態は良好であると考えますが、将来的に料金改定についてどのようにお考えでしょうか。

続きまして、2点目の災害緊急時の対応方法についてお伺いをいたします。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨においては、本市も甚大な被害を受けましたが、隣接する山口市においては榎野川が氾濫し、浄水場の冠水によって広範囲にわたり10日間の長期にわたる断水となりました。また、その翌年は山陽小野田市、美祢市において同様の被害を受け、その後、各事業体ではその防止対策を講じていることを新聞報道等で知り、被害の大きさを改めて知ったところです。

そこで、本市において水源地の施設が冠水等によって送水不能となれば、住民の皆様にも甚大な被害を与える恐れがありますが、そのような河川の氾濫によって、冠水等、起こる恐れのある災害を、未然に防止する対策についてはいかがお考えでしょうか。

また、想定を超える雨量等によって万が一水源地の施設が被災し、送水不能となった場合の応急対策については、どのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2点に分けて御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（行重 延昭君）** 12番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

**○上下水道事業管理者（浅田 道生君）** 上下水道事業についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、上下水道料金について、本市における上下水道料金は2カ月にまとめて1度の徴収となっているが、他市における状況と、1カ月に1度の徴収とすることは可能かという御質問でございます。お答えをいたします。

御存じのように、上下水道事業は地方公営企業として、常に企業の経済性を発揮した運営を基本とし、経費の削減と業務の効率化を図るために、本市では上下水道料金を2カ月分まとめて、徴収しているところでございます。

県内他市の状況につきましては、本市と同様、上下水道料金は2カ月に1度の徴収を実施しております。全国的には、給水人口が10万人を超える事業者で、2カ月に1度の徴収を実施している事業者は8割を超えております。

上下水道料金を1カ月に1度の徴収とすることは、口座振替手数料や納入通知書などの経費が増加し、電算システムの変更、料金徴収体制や滞納整理サイクルの変更、また、これらに伴う人員の増などが必要となりますので、当面、現行の徴収方法で御理解を賜りたいと存じます。

次に、収納率の推移とクレジットカード払いの導入検討についてでございますが、過去5年間の水道料金の収納率を申し上げます。平成20年度分が99.94%、平成21年度分が99.94%、同じでございますが、平成22年度分が99.95%、平成23年度分が99.94%、平成24年度分が99.91%で、下水道使用料の収納率の推移につきましては、平成20年度分が99.88%、平成21年度分が99.79%、平成22年度分が99.88%、平成23年度分が同じく99.88%で、平成24年度分が99.84%でございます。

クレジットカード払いにつきましては、これまで、支払方法の多様化による利便性の向上につながるものとして導入を検討してまいったところでございますが、カード会社に対して支払う手数料が、他の収納方法と比較して高額であることや、電算システムの変更に伴う経費なども必要となりますので、現在では導入までには至っておりません。

これらの課題につきましては、費用対効果あるいは社会情勢の変化などを考慮しながら、引き続き研究してまいりたいと思います。

ここで、ちょっと追加でお答えいたしますが、現在の収納の方法でございますが、口座振替が81%、コンビニ収納が13%、局の窓口で3%、銀行窓口が3%というふうになっております。追加してお答えをいたします。

次にまいります。次に、宅内が漏水している場合の告知方法と減免措置についてでございますが、水道メーターの検針の際、漏水の可能性がある場合はお客様に直接お知らせをし、留守の場合は「連絡メモ」を投函いたしております。

お客様からの連絡がない場合は、再度、現地の調査を実施するとともに、お客様から漏水箇所が特定できないとのお申し出がございましたら、宅内の漏水調査サービスも実施いたしております。

漏水した場合の減免措置につきましては、地下漏水などの発見困難なものや、凍結災害による漏水に対しましては、原則、推定漏水量の2分の1を減免いたしております。

次に、料金改定についてでございますが、水道事業につきましては、紹介がありました

ように、平成13年7月の料金改定以来、黒字経営を続けておりますが、事業運営の根幹をなす給水収益は、人口減少や節水機器の普及等に伴い減収の傾向にあります。今後もその傾向は続くものと予測をいたしております。

一方、水道事業が抱える企業債の残高は、平成24年度末で106億円となっており、また、安全・安心で安定した給水を確保するため、老朽化した施設の更新や耐震化対策といった重要な事業に、さらに取り組む必要がございます。

現在は黒字経営ではありますが、今後、企業債の償還や老朽施設の更新等を考えますと、事業経営が非常に厳しくなることが予測をされることから、より一層経営の効率化を図りながら、可能な限り、現行の料金を維持することが、水道を御利用の皆様への最大のサービスと考えております。ちなみに本市の水道料金は、近隣都市、山口、周南でございますが、これよりは低い水準となっております。

最後に、災害緊急時の対応方法についてでございますが、大雨、台風などによる水道施設の災害対応につきましては、現在、本市には市内各地に分散して配置した5カ所の地下水を利用した水源地がございます。相互融通しながら安定した水質の水を供給いたしております。また、15カ所の配水池も土砂災害の起きにくい高台に設置いたしております。したがって、局所的な災害に対しましては、余力を持って対応できるというふうに考えており、広範囲の断水が発生する確率はかなり低いものと考えております。

もし、仮にですが、大規模な災害が発生し、一部の地域で断水や水圧不足が発生した場合であっても、本年度より2台となります給水車や、近隣他市の事業者からの応援給水などにより、被災地区への給水を確保できる体制を整えております。

また、山口市との災害協定によりまして、平成22年度から大道と秋穂の市境を越えた連絡管を相互に整備をいたしております、給水の融通も可能な状況となっております。

今後も、市民のライフラインとして、安全・安心な上下水道事業を推進してまいります所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 詳しく御答弁いただきましてありがとうございました。その答弁の中で、二、三質問をさせていただきたいのですけれども、2カ月徴収を1カ月徴収に変更するということは、かなり難しいような御答弁でございました。

お話にもありましたように、平成23年度の全国水道統計によりますと、10万人を超える事業者ではおよそ8割が2カ月徴収だということなんですが、全体の事業者の数で見ると、1カ月徴収がおよそ52%と、半数を超えております。2カ月徴収が47%と

ということなのですが、この数字を見ると、全国的には1カ月徴収も進んでいるんだなということ、私は感じました。

県内においては、全て2カ月徴収ということですので、例えば県内の他市から防府市に嫁いでいらっしやったとか、引っ越していらっしやった方にとっても2カ月徴収というのはそんなに抵抗は感じられないのかもしれませんが、例えば、私も小さい子どもがおりますが、小さい子どもを持つ家庭では、夏になれば毎日のように家庭用プールに水をためて、子どもを遊ばせたりします。通常、上下水道をあわせて大体2カ月で1万2,000円から1万3,000円ぐらい、まあ、個人差はあるとは思いますが、我が家ではそのくらいなのですが、その料金が夏場を過ぎると、急に倍ぐらいの料金になったりします。

確かに使っている水の量なので、お支払いしなければならないことはわかっています。ですが、こうなるとやはり2カ月徴収では厳しいという声を聞きます。家計をやりくりされているのは多くは女性なので、男性の方は気にならないところなのかもしれませんが、光熱費がある月に急に高くなったりということは、とても主婦にとっては気になる場所なんです。

先ほど御答弁にもありました口座振替と納入通知書による振り込みがあるんですが、全ての納入方法を1カ月徴収するという事は、事務量や費用の面からも大変だとは思いますが、例えば鹿児島市や秋田市においては、ほかにもあるかもしれないんですが、口座振替に限って2カ月検針で1カ月徴収を対応可能としています。これは希望された方にだけ1カ月徴収が対応可能、基本的には2カ月引き落としなんですけれども、希望された方は1カ月徴収も、口座振替に限ってはできるというふうにしております。

現在、本市においては口座振替払いが81%ということで、仮にその口座振替払いの方が全員1カ月徴収を希望されたとしましたら、銀行の引き落としの手数料が、およそ二百数十万円の増額にはなると思いますが、口座振替払いだけでも1カ月徴収になれば、納入通知書による払い込みの方も、あっ、こちらのほうが便利だなとか、1カ月ずつになるんだったら口座振替にしようかなと思われる方も増えるかもしれません。そうすると、今まで納入通知書をつくっていた手間とかも少なくなるんじゃないかなと思うんですが、この辺の口座振替払いだけでも1カ月徴収にというところは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） はい、お答えをいたします。

議員さん御紹介がありましたように、我々水道にとりましては、夏場はたくさん水道水を使っていたということで、我々としては大変助かるわけですが、一方、その支払いをされる市民の方は、ある程度その費用がかさみますので、確かにそういった懸

念はあろうかというふうに思っております。

御紹介のありました1カ月徴収でございますが、全国的には今、御紹介のありましたように52%、そのような数字が出ているようでございますが、ちょっと中身を見ますとやっぱり小規模な、いわゆる先ほど紹介しましたように10万人以下の小規模なところにおいては比較的そういった形、あるいは昔の簡水を引きずったようなところは、合併される前の小さな町とか村とか、そういったところは比較的簡単に、件数が少ないものですから、やっぺらという現実もあろうかと思えます。

御紹介をいただきました口座振替だけでも2カ月分を1カ月ということは、ちょっと私どももそこまでの発想はなかったものですから、ちょっと調べさせてもらって、検討・研究はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 検討・研究をしていただくということで、ありがとうございます。こういった声は、私は普通にお友達と話していたりとか、主婦仲間とかママの友達とかと話しているとかかなり聞く声なんですけども、今回のこの質問をするに当たって、水道局の方にお話を伺いますと、そういうのは余り伺ったことがないとおっしゃる声がありました。

住民の声、市民の声を幅広く伺うという意味では、この平成22年に策定されました水道ビジョンを作成する際にでも、市民アンケートなどを実施されて、住民の声を直接聞いてということは、アンケートなどはされたことはあるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（大田 隆康君） お答えいたします。

市民アンケートは今まで水道ビジョンをつくった段階ではやっておりません。ただ、新年度におきまして、今、市民の方に防府の上下水道がどういうふうな状況を、市民ニーズとして求められておられるかということで、新年度に向けましてアンケートをするように、今、予算化は考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。これは要望なんですけども、その市民の声を幅広く伺うという意味では、アンケートの実施というのはすごく効果的だと思いますし、それもパブリックコメントとか形だけのものではなくて、本当に答えが返ってくるような、住民の意見を幅広く聞けるような、そういった場をつくっていただきたいなど



思います。

今回、この質問をさせていただくに当たって調べたところ、全国で半数以上の事業者が1カ月徴収にしているというのは、やはり住民の方々の多くの要望があったからだと同っております。そのような住民の声も聞きながら、今後の検討課題としていただくということを、ひとつ要望しておきたいと思います。

また、続きまして宅内漏水の告知報告についてなんですけれども、ここにある「漏水していませんか」というこのチラシ、「これを御確認ください」というこのチラシを投函されるということです。拝見すると、大変丁寧に内容も記載されていると思います。しかし、検針時の告知は外部委託者である検針員さんによるものなので、その漏水の有無の判断が的確にできないというか、漏れてしまう場合もあるかと思えます。それは1人でされているわけだから当然だと言えれば当然なのかもしれませんが、その告知が仮に2カ月後になれば、場合によっては高額な料金を、それまで漏水していることに気づかずに支払うということにもなるわけです。

そこで、例えばなんですけれども、今回の水道使用量が先月期の5割増しぐらいになっている場合などに、漏水確認を促すチェック機能をつけ加えるということも考えられてみてはいかがでしょうか。そのような二重チェックをすることによって、水道の不要な超過料金の発生を未然に防ぐことができると思うのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） お答えいたします。

水道料金につきましては、皆様の御家庭に検針票をお配りするときに、今御紹介がありましたように、前期分それと前年度同期分の表示をいたしておりますので、それらは常にやっぱり御家庭で確認をしていただくというのが、まず、第一に必要ではないかと思えます。

そうした中で、昨年度あるいは前月よりは異常な使用量があると、いわゆる家族構成も変わっていない中で、環境も変わっていない中で異常な水量が出ているということになりましたら、これは当然、今おっしゃるように漏水の可能性があるのでございます。それは検針員が発見を、検針時に発見した場合には、先ほど言いましたようにそういった形で対応をさせていただきますが、まずはやっぱり日々、例えば月に一遍とか、過去に漏水をした経験のおありの方は特に、1月に一遍ぐらい元栓を閉めていただいて、そのメーターが回っているか、回っていないかを確認することは、各御家庭で可能と思えますから、そういった自己防衛、それも一つの方法だろうと思えますので、そういったことを実施して

いただく中で、なおかつやっぱり異常だということになれば、御連絡をいただければ先ほど言いましたように、その漏水の調査サービスをいたしておりますから、これで迅速に対応をさせていただくということは可能でございますから、当面、あわせた両方の方法で、まずは自己防衛もしていただくということもお願いをいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 水道は料金に直接かかわることなので、一刻も早い告知の対応などが必要だと思いますし、私たちも気をつけていかなければいけないところだと思いますので、また、そういったところの御検討をどうぞよろしく願いいたします。

本市における水道の施設は、先ほどの災害時の対応の方法で御答弁にもありましたように、5つの水源を持ち、それらの総合融通によって断水等の心配はないということで、水道のライフラインの充実には大変安心をしたところです。

本市は、94%という高い普及率で市民の皆さんのほとんどが上水道を利用されておられます。つまり、これほど多くの市民の生活にかかわりを持ち、市民の皆様がサービスについて実感できる行政サービスはほかにはないと思います。

行政の無駄を削ることは当然のことなのですが、市民サービスを守る上で削ってはいけない事業もたくさんあると思います。多少の費用がかかっても、それがサービスの向上につながれば、市民の皆さんも納得と思います。

今、役所も経営感覚の導入が叫ばれる中、本市においても行政経営改革大綱が策定されましたが、費用に対する効果が果たして妥当であるか、経営感覚を持って執行部としても取り組んでいただきたいと、これは要望としておきます。

そういった意味では、唯一、企業理念を持って独立採算制で運営されている水道事業です。これから他の部署をリードしていく存在ではないかと思います。これからも、住民サービスを第一に水道事業を進めていただきたいと思いますが、最後にそのことを市長にお伺いしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私個人的なことでございますけれども、今お聞きしておりました、主婦ならではの御発想、お気づきだなど、こう思って拝聴していたわけですが、二月に1度の料金徴収を毎月1回にすることによって、二百数十万円コストが単純に今の口座振替だけでも、ということはかなり行政コストがかかるわけですね。

市民の利便性は確かに毎月1回のほうが計画も立てやすいし、家計簿の中からの支出を

きちっと明示していくわけで、便利はいいわけですけども、したがって市民の利便性を高めることが行政経費の著しい向上に、もしもつながるのであれば、それは慎重にやっていたかなくてはいけないことではないか。

さまざまな面を経営の観点から慎重に考えながら、そして水道料金、他市は何年かに一回値上がりしておりますけども、本市は平成13年以降10年以上値上げをいたしておりません。これからも水道料金を値上げすることのないように、健全な経営に努めていくべき独立採算制の仕事ではないかなというふうに、私は個人的に感じております。

○議長（行重 延昭君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。主婦ならではのということなんですけども、やっぱり、そういった声をぜひたくさんの人に聞いていただきたいなと思います。住民サービスの向上のためには住民が何を考えているかという声を、ぜひたくさんの人に聞いていただきたいなと思います。

最後に、これは本日この議場にいる皆さんに要望なんですけれども、きょうおうちに帰られましたら、奥様やお母様や嫁いでいる娘さんなどいらっしゃいましたら、実際に家計を預かる主婦の声を聞いていただきたいと思います。

以上で、水道事業についての質問を終わらせていただきます。

続いては、公園への健康遊具の設置についてお伺いをいたします。

皆さんは健康遊具を御存じでしょうか。健康遊具とは、健康づくりを主な利用目的とした公園の遊具です。散歩の途中やちょっとした時間を利用して、誰でも気軽に体を動かすことができます。ストレッチや体のツボを刺激したり、体を鍛えたりなど利用方法はさまざまです。

厚生労働省がことしの7月にまとめた簡易生命表では、2012年における日本人の平均寿命は男性が79.94歳、女性が長寿世界一となる86.41歳。山口県はといいますと平成22年のデータでは男性が79.03歳、女性は86.07歳、高齢化率は全国4位です。近い将来には全国3位の超高齢県になると予測されています。

一方で元気なお年寄りも増えていきます。市内ではことし100歳以上の方は117人、県内では1,026人ということで、お年寄り元気県でもあります。しかし、近年は寿命を伸ばすだけでなく、その中身が大事なのではないかと、寿命の質が問われるようになりました。日常生活に支障のない健康寿命の考え方が注目されるようになってきました。

平成22年のデータでは、山口県の平均寿命と健康寿命の差は男性でおよそ9年、女性では12年です。もちろん、誰もがこのとおりになるというわけではありませんが、これだけの長期間を不健康のまま過ごしたくないとは誰もが願うところです。平均寿命が今後

伸びていっても健康寿命との差が解消できなければ、医療費、介護費等の増加につながることは必至です。

健康に対する意識が全国的にも高まる中、市内でもジョギングや散歩をする高齢者の方をよく見かけます。私の家の近所の公園でも朝からゲートボールの声や、おしゃべりをする元気な声も聞こえてきます。公園はかつて子どもが遊ぶ場所でしたが、今は子どもから大人まで誰もが集う場所。むしろ平日の昼間は子どもたちよりも、高齢者の散歩コースとなっています。

そこで、公園の遊具も、これまでの滑り台やブランコといった子ども向けのものだけでなく、高齢者の体力維持を狙った健康遊具を設置してはいかがでしょうか。高齢者向けとはいえ、子どもから大人まで、その人の体力に合わせて自由に使用できます。

現在、健康遊具として設置しているのは大平山の足つぼだと思えますけれども、大平山ではちょっと散歩にという感じではないので、市内の身近な公園に健康遊具を設置し、市民の皆さんの体力維持、増進のために役立てていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

私も平均寿命と健康寿命との格差が大変大きいということについて憂慮している者の一人でございます。健康寿命を上げていくことが大切であると考えております。

これまでも過去に、健康遊具の設置についての御質問がございましたが、当時、老朽化した遊具の更新への対応、健康遊具を安全に利用していただくための方策や、その周知方法についての準備が不十分なこともございまして、検討いたしておりましたが、そういう期間が長うございましたので、健康遊具を設置するまでには至っておりません。

桑山の公園の一部に、年配の方が散歩がてら遊ぶような感じで使っていただける遊具を設置はいたしておりますが、現在では、健康遊具も多様なものが製品化されてまいりまして、使用方法など説明板もセットで用意されており、高齢者から年少者まで使いやすいものになってきております。このことから、今後は高齢者の方に合った健康遊具はもとより、子どもとともに安全に利用できる健康遊具を設置していくことは大切なことだと考えております。

このため、「佐波川かわまちづくり計画」におきましても、健康遊具の設置を検討しているところでございますが、まずは市民の皆様によく利用されております桑山公園や向島公園、あるいは大平山山頂公園等々において、一人でも多くの方々が安心して気軽に利用

できる健康遊具の計画的な設置、あわせて何度も申し上げていることですが、トイレ洋式化を含めたトイレの設置に、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 設置について大変前向きな御答弁ありがとうございます。この健康遊具設置については、以前の会議録を見たところ平成18年と22年に山根議員も要望しておられましたので、市民の皆様の中にも楽しみにされていらっしゃる方もおられると思います。

これからますます少子高齢化が進み、健康管理が重要になることから、気軽に利用できる健康遊具のニーズがさらに深まると考えます。来年度は2カ所設置されるということですが、近くの公園に設置されるということなのですが、これからは市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を持ち、主体的に健康づくりを実践できるよう、市としてはマスタープランなどを作成されて、健康遊具が健康づくりのためにうまく利用される手法について、確立されてはいかがでしょうか。また、身近な、どの公園にも健康遊具を設置して、お孫さんと公園に遊びに来たちょっとした時間でも利用できるようなになればいいなと思います。

健康遊具の効果は体力増進だけでなく、私も子どもを連れて公園デビューした経験がありますが、ママ友もできますので、高齢者の方も仲間づくりやコミュニケーションの場にもなると思います。

市長は今でも右田ヶ岳に週に1回ぐらいのペースで登られるほど、健康に気を使われ、お元気な様子を拝見しております。高齢者と言っては大変失礼かもしれませんが、市長のような元気な高齢者が増えれば、防府市は今より活気づくと思いますので、健康遊具の完成を心待ちにして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、藤村議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、2番、久保議員。

〔2番 久保 潤爾君 登壇〕

○2番（久保 潤爾君） おはようございます。無所属の会の久保潤爾です。それでは通告に従って、質問してまいります。

今回は情報化社会の進展に伴って、子どもたちの教育にとって必要不可欠と思われる情報モラル教育についてお尋ねします。前向きな御答弁を、どうぞよろしくお願いいたします。

インターネットの急速な普及に伴う情報機器の発達は、小・中学生を取り巻く環境を大きく変えました。内閣府の平成23年度の調査によると、携帯電話の所持率は小学生が24.1%、中学生が46.2%、高校生が97.6%となっております。これらの携帯電話でインターネットを利用できない、または機能が通話に限定されるものは約20%で、残りの80%はインターネット接続が可能なものです。

また、先ほど申しましたように小学生の携帯電話の所持率は約24%ですが、インターネットにつながる携帯ゲーム機の所持率になると、代表的な任天堂DSで89.3%の所持率となります。つまり、かなりの数の子どもが自分で所有する携帯情報機器で、インターネットに接続できる環境下にあるということです。

ところで、インターネットは車と似ている面があると思います。どちらもうまく使えば利便性が高く生活を快適にしますが、使い方を誤れば一生を台無しにするような危険を呼び寄せる可能性があります。

車の場合は、運転技術と交通ルールを学び、免許を取得した上で、初めて自分で道路で運転できるようになるわけですが、インターネットを使用するに当たっては、当然ながら免許は要りません。そして、子どもたちは携帯情報機器の操作に関しては、大人以上のものを持っています。

そういった子どもたちが情報モラルを身につけないまま、インターネットの世界に足を踏み入れていくことは、車で例えるならば、運転の仕方だけを知っていて、交通ルールを知らないまま道路に出て行くことに等しいと思います。

そのようにルールを知らないまま、インターネットの世界に飛び込んだ小・中学生が事件に巻き込まれるケースが増えています。ネットゲームで知り合いになった者に個人情報教えてしまい、脅迫されたり、その情報をネット上にばらまかれ、精神的に大きな傷を負う、あるいは実際に会いに行ってしまう性犯罪の被害者になる。また、被害者になるだけでなく、ネットで友人の誹謗中傷、個人情報を書き込む、暴力行為や迷惑行為の動画を投稿するなどして加害者になってしまうケースもあります。ほんの軽い気持ちで行ったことが、子どものこれからの人生を大きく狂わせていく。インターネットは利便性とともに、そういった危険性をあわせ持っています。

さて、さきの9月議会で先輩議員より、いじめ問題についての質問がありました。その中でインターネット上の掲示板を使っての誹謗中傷、学校裏サイトの問題等の対応に苦慮しており、今後、ネットによるいじめの増加が懸念されるとの教育長の答弁がありました。

私も教育長が懸念されることに同感であり、そういった事態を未然に防止するためにも、また、これからも進展していくであろう情報化社会の中で、子どもたちが健全に成長でき

るよう、今後、ますます情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育て、情報モラル教育の重要性が高まっていくと思っております。

そこでお尋ねします。まず1点目に、市としては情報モラル教育の重要性・必要性をどうお考えになられているのかについて教えてください。

2点目に、情報モラル教育は各教科の中で体系的に取り組むこととされておりますが、どの教科で取り組まれ、どのくらいの時数を費やされたのか、お答えください。また、その成果として、特筆できるようなことがありましたら教えてください。

3点目に、教員の研修体制について。文科省の指針では指導する教員の持つべき知識として、インターネット上で起きていることに関する知識、情報モラルの教材・事業実践事例の情報に関する知識、法律の知識、問題への対処に関する知識を挙げていますが、これらの事項を満たすような研修体制になっているのでしょうか。また、情報機器の発達に伴う事件は、次々に想定していなかったような内容のものが発生します。これに教員が迅速対応できるような仕組みをお持ちでしょうか。

4点目、保護者に対する講演などの情報モラルに関する研修はどのくらい行われたのか。ありましたら実施した学校の数と回数をお願いします。

最後に、これからの情報モラル教育について、どのような方針に基づいて進めていかれるのかをお教えください。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 情報モラル教育についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の情報モラル教育に対する防府市教育委員会としての認識についてでございますが、社会の情報化は急速に進展しており、児童・生徒は将来にわたって高度情報化社会の中で生きていかなければなりません。

そのような中で、議員御案内のとおり、本市においては平成24年度にはインターネットの掲示板やメール等による誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」とも言える事案が数件起こっております。防府市教育委員会といたしましては、児童・生徒への情報モラル教育は重要かつ急務であり、情報活用能力を育成する学習とあわせて、具体的な指導を行う必要があると認識しているところでございます。

次に、2点目の本市各小・中学校における情報モラル教育への取り組み状況についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、学習指導要領におきましては、「情報社会で適正な活動を行うた

めの基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で身につけさせることとしています。そして、その内容は大きく2つに体系化されます。

1つは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることにかかわる内容でございます。このことへの取り組みといたしましては、例えば道徳の時間にインターネットの掲示板にうわさ話を書き込んでしまった主人公の心情について、みんなで話し合ったり、総合的な学習の時間や社会科で、実際にインターネットを使った調べ学習をしながら、情報の信頼性について吟味したりする指導が行われております。知的財産とその保護についても、音楽科や国語科、技術・家庭科など、多くの教科・領域において指導が行われているところでございます。

内容のもう一つは、情報社会で安全に生活するための危険回避の理解や、セキュリティの知識・技能、健康への意識にかかわる内容でございます。こちらの取り組みといたしましては、例えば中学校の技術・家庭科で、情報セキュリティの具体例についての指導が行われたり、保健・体育科で、ネット依存による健康侵害について指導が行われたりしています。

このように、情報モラル教育は、内容を体系化した上で、あらゆる教科や領域において、教科等の目標や狙いと関連づけながら、学年の発達段階に応じた指導が行われております。関連の度合いや1単位時間内での取り扱いぐあいもさまざまであることから、各小・中学校における情報モラル教育にかける、正確な時間数については集計が難しいところでございます。

しかしながら、防府市教育委員会といたしましては、学校訪問等で、各学校で実情に応じた着実な指導をしていることを確認しております。

なお、議員が懸念されておられます携帯電話等を使用する上で必要なルールやマナー、トラブルへの対処方法及び、防犯や安全に役立つ使い方などについての実効的な学習は、市内の多くの小・中学校、小学校では9校、中学校では8校が警察や民間の通信会社などからネットアドバイザー等の外部講師を招聘して実施しており、年間の指導計画に2時間程度を位置づけております。

続いて、3点目の教職員の情報モラルにかかわる研修の体制や状況についてお答えいたします。

防府市の教職員は、山口県教育委員会が作成した「山口県教育の情報化推進指針」に基づいて校内研修を実施したり、やまぐち総合教育支援センターが開催する研修会に参加したりして、情報モラル教育にかかわる資質の向上に努めております。

また、毎年2月初旬に防府市教育委員会が主催する研修会では、市内全小・中学校の情



報教育担当主任を集め、ICT活用指導力の向上や情報モラル教育の充実につながる実践的な研修をしているところでございます。

これらの研修会は、文部科学省が示した「教育の情報化に関する手引き」を受けて編集された県の指針に基づいて計画されています。したがって、その内容は体系的かつ網羅的なものになっております。

もしも、想定を超えるような事案が発生した場合についての対応でございますが、本市では、どのような事案であっても学校教育課に連絡を入れるよう、各学校に指導しているところでございます。

そして、学校教育課は、必要に応じて、山口県警察本部サイバー犯罪対策室や子どもと親のサポートセンターのネットアドバイザーと連携しながら、児童・生徒及び、保護者の安心・安全を第一義に、迅速な対応ができる仕組みを整えているところでございます。

4点目の保護者に対する研修会の実施状況についてお答えいたします。

防府市教育委員会では、各学校に有害サイトアクセス制限サービス、いわゆるフィルタリングサービスへの理解促進を保護者に啓発するなど、家庭における情報モラル教育を推進するよう働きかけております。

先ほど申しあげましたネットアドバイザー等の外部講師を招聘して行う学習には、今年度は12の学校が保護者の参加を募っております。11月末には、市内の中学校で開催されたネットアドバイザーを招聘した保護者対象の研修会が、先進的な取り組みとしてマスコミに取り上げられました。

この研修会において、講師を務められたネットアドバイザーの方が、保護者の情報社会への理解と責任について、熱心に講話をされた様子を伺い、防府市教育委員会として、学校と家庭との連携した指導の重要性を再認識したところでございます。

最後に、情報モラル教育の充実に向けた今後の取り組みについて申し上げます。

本市では、平成24年度から市内全ての公立小・中学校を「コミュニティ・スクール」に指定し、学校運営協議会を設置しています。また、中学校区をひとまとまりとして、各学校運営協議会をネットワーク化した「地域協育ネット」を推進しております。

今後は、児童・生徒を有害な情報やネットトラブルから守るために、これら「コミュニティ・スクール」や「地域協育ネット」の仕組みを生かしながら、学校・家庭・地域の連携強化に努めてまいります。

さらに、NPO団体や携帯電話業者、警察などの出前講座等を活用して、児童・生徒への指導はもちろん、保護者への啓発に向けた取り組みも推進してまいります。その際、土曜授業の機会は大変有効であると考えておりますので、今後も土曜授業を積極的に活用す

るよう、各学校を指導してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。市としては情報モラル教育の重要性・必要性に関して、重要かつ急務であるという御答弁いただきました。私と同じようにこれが重要性が高い、そして急がねばならないという認識を持っておられるということで、ぜひその認識にのっとった上で、今後も推進をいただけたらと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

2点目の情報モラル教育の授業での取り組みについての部分ですが、情報セキュリティについて、これは中学校の技術・家庭科の中で行われたということでございます。小学校で、子どもは無理だと思ってしまうのですが、最後のほうの御答弁の中でも、保護者に対する情報モラル教育の重要性というところが多く出てきたかと思いますが、この情報セキュリティを例えば小学校の保護者の方に対して啓発していくというようなことの必要性は、私はあると思いますけれど、どうお考えになりますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほども答弁申しましたとおり、このセキュリティのそうした子どもへの指導の際に、保護者への参加も呼びかけているということで、小学校のときからのそうした情報セキュリティ、あるいはモラル等、そうしたものに関する親の理解と協力は必要と考えております。

しかしながら、これも先ほど答弁申しましたが、11月に市内の学校で保護者を対象にしたそうした研修会を行っておりますが——これは中学校でございます。しかしながら、小学校の子どもたちの携帯所持率もかなり高くなってきております。そうしたところで、この情報セキュリティあるいはモラル等に関しましては、小学校の子どもだけでなく、保護者にも必要と考えておりますし、それは中学校からでの指導ではもう遅いという、中学校のいわゆるそうした現状に対する不安と申しましょうか、中学校の現場ではありますので、今、市内の小学校におきまして、中学校の入学説明会、これ仮入学とも申しておりますが、そうしたときに、この情報モラルあるいはセキュリティ等に関する、そうした講話をあわせてしてもらおうという、そういう計画を立てている小・中学校の連携した取り組みもございます。私どもとしては、小学校でそういう計画的に保護者への啓発活動が行われるよう、今後は校長会等を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 前向きな御答弁、どうもありがとうございます。おっしゃられるとおりで、中学校ではもう遅い場合がございます。やはり保護者の方の早目の認識ということは非常に大切になってくると思いますので、今後も、どうぞそういった方向で取り組んでいただけるよう、どうぞお願いいたします。

先ほど質問の中で、私は小学生・中学生の携帯電話の所持率について——これは国の調査です。国の調査を挙げましたが、防府市においてそういった小学生・中学生の携帯電話あるいは携帯ゲーム機の所持率の調査といったものをされておられますでしょうか。されておられたらその数字を教えてください。もしされておられなければ、今後はそういったことをされる御予定があるのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 小・中学生の携帯所持率でございますが、各学年での所持率の調査はしておりませんが、小学校6年生と中学校3年生、平成25年の4月段階での所持率でございますが、小学校6年生は43.2%、中学3年生の所持率は57.3%となっております。

ちょっと先ほどの小学校での保護者の参加ですが、ことしは6校で小学生とともに保護者の参加も呼びかけて、情報モラルの研修会を行っております。

○議長（行重 延昭君） 久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 小学校6年生で、もう43%ということで、中学校3年生で57.3%ということで、さっきも言いましたけど、携帯ゲーム機も合わせたらかなりの率に、インターネットにつながられるという意味では、かなりの率になることと思います。

これは全国学力テストの中でそういったアンケートがあったということですが、各学年、小学校のそれこそ1年生から中学校3年生まで、そういったことを行っていくということは、現時点では難しいのですか、そういった調査をするということは、所持率を調べるということは。そこをちょっと教えてくださいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 調査自体は難しくはないと思いますが、ただ、個人情報等との兼ね合いで、そういう何か課題となるのが、問題がないように、慎重にそうした所持率等を調べてまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） ありがとうございます。やっぱり所持率、どれだけの子どもたちが持っておって、どれだけの子どもたちがネットの世界に飛び出していっておるかとい

うことをやはり把握した上で、やはりこれは積極的にこのことに対して取り組んでいかなければならないということが、説得力を持ってくるとは思いますので、ぜひとも調査のほうを前向きに、ちょっと個人情報の問題が難しい部分もあると思いますけれど、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと私、土曜授業のことについても言及しようと思っていたのですが、今、教育長のほうから言っていただきましたので、ぜひともそこはお願いしたいと思いません。

最後に、情報モラルについて、情報モラルというのはさきに申しましたように、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことです。そして、その範囲は他者への影響を考え、人権・知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つこと。危険回避など情報を正しく安全に利用できること。コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、多岐にわたっております。

こういったことを子どもたちに身につけさせるのが情報モラル教育であります。しかしながら先ほど来、教育長からの御答弁でも保護者に向けてというふうに、先ほどは11月末のものも保護者に対するものということで、先進的な取り組みということでは言われておるようです。まさに、この保護者が情報モラルを真に身につけなければならない対象ではないかと私は考えます。

インターネットというのは一般家庭に普及し始めてから、まだ20年弱であります。そう考えると、私もそうですが、今の保護者のほとんどは情報機器の操作方法については理解しております。しかし情報モラルという考え方を学校で体系的に学ぶ機会というのはなかったはずなのです。操作等の知識に関しても、今の子どもたちはデジタルネイティブです。生まれたときに当たり前に情報機器が周りにある子どもたちです。その子どもたちのほうが操作等の知識に関しては、ひょっとしたら保護者よりも上かもしれません。

また、先ほど申しました知的財産権、そしてまたネットでありますと肖像権、知的財産権・肖像権もこれは比較的新しく、最近、日本では言われ出した権利であります。これも保護者が学校教育において、学ぶという機会が少なかったのではないかと思います。

保護者がそのような状態であれば、子どもが情報機器をどのように使用しているのか、あるいはインターネットをどのように使っているかということが把握できず、予期しないトラブルに巻き込まれる可能性が高くなると思います。

現に内閣府の調査では、子どものインターネット使用について、先ほどフィルタリングのセキュリティ等も——フィルタリングの話が出ましたけれど、フィルタリング等の制限機能を利用しているかとの問いに、使用していないと答えた保護者が57%を占めていま

す。また、携帯ゲーム機、これはもう小学校低学年の子から持っていますけど、携帯ゲーム機がインターネットに接続できるということを知らないという保護者も多いと聞いております。

情報モラルというのは、先ほど教育長の御答弁にもありましたけど、保護者も身につけることが重要であり、これは文科省及び県の教育の情報化推進指針にもうたわれているところであります。私がちょっと強くお願いしたいのは、携帯情報機器をまだ子どもに持たせていないであろう保護者、具体的には小学校低学年ですね。小学校一、二年ぐらいの保護者、この保護者に対して、子どもが携帯情報機器を持つ前に、しっかりと情報モラルを身につけてもらう。そして、持たせてから対応策を考えるのではなく、持たせる前に携帯情報機器について、子どもとともに考えていくような、そういう土壌をつくり上げていくことが肝要であると思います。

持たせることのメリットとデメリットを比較したときに、小・中学生においては持たせることのデメリットのほうがはるかに大きいと思います。そのことを保護者が、子どもが幼いときから認識した上で、いつのタイミングで持たせようかということを経験者に考えてもらうということが大切だと思います。

小学校低学年というのは、まだまだ素直で、保護者の指導を聞き入れ、守ろうとします。この時期に保護者が情報モラルを身につけ、子どもに伝え、指導していくということは子どもの健全な成長を促していくと考えます。

先ほど、防府市が今年度から先進的に土曜授業の取り組みをされております。その内容はやはり保護者の方が参加される取り組みが多いということで、小学校低学年の保護者の方というのは、こういった学校の取り組みに出席される率がまだ高いと思います。また、保護者と子どもが、ともに学ぶことができる絶好の機会でもあります。

先ほど活用されていくという御答弁でしたので、ぜひともせつかくの先進的な取り組みであり、今、文科省も土曜授業の推進について積極的に取り組めるようにということで、いろいろな施策を打ち出しております。どうぞこちらを活用していただいて、情報モラルについて、保護者に対して啓発をしていくということ、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

これからも、インターネットを介して子どもが巻き込まれる事件、あるいは問題というのは起こってくると思います。起きたことに対して対策を講じていくということは、重要なことではありますが、起きないように防止策を施すということは、もっと大切なことでもあります。

情報モラル教育はしっかりと取り組めば、事件を未然に防ぎ、そして情報化社会の波を

乗り越えていく知恵を子どもに身につけさせるという効果が大きいと期待できます。子どもたちの未来のために、しっかりとした取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、久保議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

新年度の予算編成を前に、これまで取り上げてまいりました中小企業の振興、地域の活性化、子どもの子育て支援、それから一人ひとりの子どもたちに行き届くような教育のあり方、こうした問題を中心に、大きく2点に分けて、今回、質問をさせていただきます。

まず、地域循環型のまちづくりを進める商工行政について、お尋ねをいたします。

地域資源をしっかりと生かした循環型地域経済づくりをどのように進めていくのか、全国でさまざまな取り組みが行われております。

各地で実施をされています住宅リフォーム助成事業は、まず利用者が喜び、地元業者に仕事が回り、地域の活性化につながり、そして自治体も予算の効果があらわれるという、地域でこうしたお金の流れをつくるという点で、事業実施している自治体では大きな経済効果が生まれております。

我が市におきましてもこの事業を実施していただき、今年度が3年目となりました。10万円以上のリフォームに対し、工事費の10%相当の市内共通商品券——限度額10万円でございますけれども、この商品券が助成されるというこの事業は、市民や業者の関心も極めて高く、今年度は4月から受付が開始をされましたけれども、6月末にはもう、市の助成金額5,000万円に到達をいたしまして、受付が閉め切られた状況でございます。

執行部におきましては、この事業の3年間の効果など、どのように検証されているのか。また、今日の厳しい経済状況のもとで、消費税率引き上げの問題もございまして、業者からも市民からも要望の強いこの事業の継続をぜひともお願いをしたいと考えますが、いかがでございでしょうか。

吉村議員の消費税にかかわる質問の御回答もございましたけれども、あらためて御答弁

をお願いしたいというふうに考えております。

次に、店舗などを対象としたリフォーム助成事業の創設について、お尋ねをいたします。

市内の中小業者の中には、事業所や店舗などが老朽化をいたしまして、リニューアルのための課題として、資金難あるいは後継者難で悩んでいる業者も多いのが実情でございます。

市内の経済を支える中小業者が店舗などの改修を行い、経営意欲をもって事業活動ができる。商売を後押ししてくれるような制度はないかと、私は全国の先進事例を調べてみました。

群馬県高崎市、ここは人口約37万人の自治体でございますけれども、高崎市では、ことし4月から「まちなか商店リニューアル助成事業」を実施、業者の間で大評判となり、申請件数738件で、既に今年度の受付は終了をしている状況だと聞いております。

この事業は商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、これから営業を開始しようとしている人が対象でございます。対象業種は、小売、宿泊、飲食サービス、生活関連サービス業と、大変幅広く、店舗の改装や、あるいは店舗などに要する備品の購入に、一定の条件のもとでその2分の1を補助する事業となっております。1店舗当たりの補助上限は100万円と聞いております。1回限りで3カ年の予定だそうでございます。

全国から注目をされているこの制度、住宅リフォームに続き、いわば商店版リフォーム助成として、市内の業者を応援し、店も地域も元気になると、関係者から大変喜ばれております。

防府市において、店舗などの改修への助成を行い、地域経済の活性化に結びつく事業の創設はできないものか、お尋ねをいたします。

3点目は、市内の中小企業者等が取り組む新製品、新技術などの紹介についてでございます。

現在、市では、市内の中小業者などの新製品、新技術の開発及び販路拡大事業に要する経費の一部を補助いたしまして、市内中小企業の育成振興を図る取り組みが行われております。

しかし、市内業者のすぐれたものづくりに対する努力と成果がなかなか地元で知る機会が少ない状況でございます。

市民が、防府の中小業者の取り組みを知って、そのことを誇りに思い、その商品を購入したい、使いたいなど感じることはとても大事なことでございまして、そのことは地域の発信力を高めることにつながるのではないのでしょうか。さらに、異業種交流の場として広がれば、さらなる開発に意欲を引き出せる機会となります。

現在の取り組みの状況と、さらに充実をしていくための施策について、お考えをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、本市の景気及び雇用対策の一つとして、平成23年度から3年間、防府商工会議所と連携しまして、市民の生活環境の向上を図るとともに、市内住宅関連企業及び商業、飲食業、サービス関連事業等の振興を図ることを目的として、実施しているものでございます。

最初に、本年度の事業の状況でございますが、事業費は平成23年度から同額の5,000万円となっております。4月1日の市広報や商工会議所だよりなどで、事業の内容を市民や施工業者の皆様にお知らせいたしております。

4月12日には、市内の施工業者を対象に説明会を実施いたしまして、4月16日から、防府商工会議所において申請受付を開始し、6月下旬には申請件数が760件、リフォーム事業費といたしましては7億円余りに達し、助成枠も5,000万円を超えてしまいましたので、受付を6月27日に終了いたしましたところでございます。

次に、この事業の検証といたしましては、8月に施工業者を対象に実施いたしましたアンケート調査によりますと、施工業者の約6割が前年に比べ売り上げが増加するとともに、7割が新規顧客を獲得されておるようでございます。

また、リフォーム事業の助成として交付いたしました市内共通商品券のその総額は、11月末日現在で4,400万円余りとなっております。市内の小売店舗などで家電製品や家具、衣料品あるいは外食、旅行等にも使われ、新たな購買を促す効果や活性化にも大いにつながっていると考えております。

住宅リフォーム助成事業につきましては、市民の皆様をはじめ、住宅関連業者及び商業関係者の方々から非常に歓迎されておまして、地元経済の景気浮揚策として、大きな経済的波及効果を実感いたしているところでございます。

さらに、明年4月から実施されます消費税増税に対する効果的な経済対策といたしまして、事業内容及び検討課題などを十分に検証した上で、次年度も継続する方向で関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、御提案のございました店舗などを対象としたリフォーム助成事業の創設についてでございますが、先ほども申し上げましたが、住宅リフォーム助成事業は、市民の生活環



境の向上を図ることを目的に実施してまいりました。その助成要件として、防府市に住民登録をしている人、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人としておりまして、営業活動をする店舗等は対象外といたしております。

市といたしましては、この要件を維持してまいりたいと考えておりますので、店舗リフォーム助成に関しましては、現在取り組んでおります起業家支援事業や事業所誘致促進事業の中で、店舗改装にかかわる経費の一部を助成することができますので、まずはこの制度の周知及び拡充に努めてまいることと全力を挙げて取り組むことといたしまして、せっかくの御提案ではございましたが、市内を対象とした店舗リフォーム助成に関しましては、現在のところ、実施する予定はございません。

次に、市内の中小業者が取り組む新製品・新技術等の紹介についてでございますが、山口・防府地域工芸・地場産業振興センターでは、地域の中小企業の商品・サービス開発支援を推進するため、平成19年度から県事業としまして、県、市、やまぐち産業振興財団、防府商工会議所等で組織されます「売れるものづくり支援事業委員会」を設置しまして、相談員を通じて企業のニーズ調査を行い、内容に応じて関係機関と連携の上、中小企業の新商品開発及び販路拡大の支援を行ってまいりました。

また、市といたしましては、平成22年度から、「防府市売れるものづくり支援事業」にて、市内の中小企業者等が取り組む新製品・新技術などの開発支援、商品の販路拡大を支援してまいりました。

この事業により、新製品として開発された商品は、デザインプラザの情報誌「ディー・ピー・プレス」で紹介するほか、デザインプラザ1階のアンテナショップにおいて販売もされておりますので、ぜひ見て、買って、PRしていただきたいと存じます。また、市のホームページでも新商品などを紹介いたしておりますが、掲載内容を工夫し、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

住宅リフォーム助成事業につきましては、継続の方向という御回答をいただきました。ぜひ、市民の方々からも御要望が強い事業でございますので、よろしく願いをいたします。

この制度も検証をしながら、市民要望を取り入れて、例えば、耐震性向上のために行う既存の門や塀の修繕、あるいは建て替えを対象工事に新たに加えるなど、これまで充実をされてきております。やはり、市民ニーズを大切にしながら、この事業を育てるといふ観

点は大変重要でございます。

このたび3カ年の検証を行われて、新年度も事業を継続するというところでございましたけれども、新たに対象工事等で検討されていることがございましたら、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それではお答えします。

今、議員が言われました耐震性の関連のことになりましたけど、今回、来年度に向けて検討しておりますのは、耐震の改修工事ということで、基礎の補強とか、屋根の軽量化、それから耐力壁の増設といった耐震関係の改修工事については、対象にしようかということを検討しています。

それからあわせて、環境対応の設備の設置ということで、現在、太陽熱温水器の設置は対象にしておりますけど、これに加えて、節水型のトイレの設置工事、あるいは高断熱の浴槽の設置工事、こういったものにつきましても対象にするような形で、現在、会議所のほうと協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 新たな対象工事を広げるということで、この事業も大きく育ってきているという感じがいたしますが、市民の期待も大きいものがございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、店舗等を対象としたリフォーム助成事業についてでございますが、10月に防府商工会議所から、これは商店街にかかわることで、中心市街地商店街店舗リフォーム助成金の創設を望む要望が市に出されております。

要望書を拝見いたしましたら、要望書では、商店街が長引く景気の低迷と経営者の高齢化などにより、空き店舗率が高くなり活力を失ってきていること、そうした中で家賃補助などの補助金による支援も建物自体が老朽化し、改修に費用がかかるので、諦められる方が見られるとして、店舗のリフォーム、新設を行う家主や入店者に対する支援策を商工会議所からも御要望されております。

先ほど紹介いたしました高崎市には、全国から問い合わせがたくさん寄せられているようでございまして——この制度の何が素晴らしいか。この制度の特徴は、何と言っても御商売をされている方の経営意欲を引き出していく。単なる補助金ではなく、この経営意欲を引き出すということでございます。まさに、商売を後押ししてくれる制度と言えるのではないかと思います。

防府市には、調べてみましたら中小企業基本法で言うところの中小企業、約4,900から5,000、約5,000余りの中小企業がございますけれども、大変厳しい経済状況のもとで、また、4月以降、消費税率引き上げの問題もありまして、多くの業者が苦しい経営を余儀なくされている状況ではないかというふうに思います。

この制度は、地域を支える業者の商売を応援する制度の一つとして、さらにその経済効果から地域経済への影響も大きいというふうに私は感じておりますけれども、市長、改めて御見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市では、この商業の活性化、また、商店街の活性化等々につきましては、さまざまな実は施策を試みてきているところでございます。

先ほども申し上げましたように、事業所誘致促進事業あるいは起業家支援ということも、全市内を対象に——普通、中心市街地とか、商店街とかというふうに限定しがちなんでございますけれども、防府市の場合は、周辺の地区も含めた全市内で起業なさる方を支援していこうというような制度も持っているわけございまして、そこらをせっかくつくっておりますので、いましばらく、そこらのPRに努めるとともに、しっかりした御意向をよくお聞きしながら、使い勝手のいい形のものになって、それが議員おっしゃるような商業者の意欲の向上、あるいは4,000店舗、5,000店舗と言われております零細商業者の方々が、後を継いで頑張っていこうとか、あるいは新たに起業していこうとか、そういうような気持ちになってくれるようなインセンティブを与えていくということは、これは極めて大事なことだと思っておりますので、ただ、今までせっかくつくってきたものもございまして、そこら辺が朝令暮改のようなことになっていけませんので、しっかり検証しながら取り組んでいく1年にさせていただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） この店舗等を対象にしたリフォーム助成事業、これは市長が住宅リフォームの検証の御答弁の中で言われましたように、このリフォーム事業が、地域にお金が循環していくと。店舗等を対象にすれば、御商売をやっておられるその店ももちろん助かることですが、この事業を利用した建設業者なり、商店街で商品券を使ってまた利用しようという、そういう地域の経済の流れが出てくるということで、やはり従来の商工振興策とは別の、非常に経済効果が期待できる事業であるというふうに私は考えております。

ぜひ、新年度に向けて、関係者の皆様方からの御意見もお聞きしながら、さらに研究を

重ねていていただきたいということを改めてお願いをいたしておきます。

次に、新製品・新技術の紹介についてでございます。

本当に地元のよさというのは、なかなかわかりにくいのが現実でございますけれども、ここで、ものづくりの町、東京墨田区の例を御紹介したいと思います。

墨田区では、一つは区の多種多様な業種の歴史や伝統を知らせること、それから二つ目に、職人の伝統技術をマイスターへ質的に向上させる取り組み、これを行われている。それから三つ目に、製造現場と店舗が一体化した工房ショップで、消費者と触れあい、より魅力的な製品を生み出すという、この三つがセットとなった産業振興策が取られております。

御承知のように、墨田区は中小企業振興基本条例を全国に先駆けて制定をした自治体でございますけれども、ものづくりの町として、自治体を挙げてのその取り組みが注目をされております。

御答弁では、今ある、そういう場を工夫を凝らして今後また検討していくということでございましたので、初めてこの問題取り上げましたが、さらに関係者との連携を図りながら、今後、積極的に取り組んでいかれることを要望いたしておきます。

以上でこの項は終わります。

続いて、次の大きな項目にまいりますが、学齢期の子どもへの支援について。

まず最初に、乳幼児医療費支給事業を小・中学生まで拡充し、児童・生徒の保健の向上と福祉の増進を図ることについて、お尋ねをいたします。

厚生労働省が実施をいたしました2012年4月1日現在の乳幼児等医療費に対する援助の実施状況の調査では、1,742自治体のうち、通院では中学卒業まで、あるいはそれ以上の年齢層まで助成をしている自治体の数が829自治体、入院では1,086自治体と急激に増えております。

市の行った調査でも明らかなように、子育ての不安や悩みとして、教育や健康医療、子育てで出費がかさむことなどが多く出されておりますけれども、子どもが病気のときに費用の心配をせずに安心して病院にかかれるというのは、子育て世代の切実な願いでございます。次代を担う子どもの健全育成と、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを一層推進していくために、お隣の山口市でも新年度、助成の対象を広げることが発表されるなど、県内の自治体でも取り組みが強められております。

我が市において、現在、就学前の子どもが対象となっております医療費助成制度、小・中学生が対象となるように、さらに拡充をしていただきたいと考えますが、いかがでございでしょうか。よろしく願いをお申し上げます。

最後になりますが、特別な支援を要する児童・生徒に対する教育の充実について、お尋ねをいたします。

近年、特別支援学級や通常学校における特別な支援を必要とする児童・生徒が増えており、その状態も多様化し、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育の体制づくりが一層求められております。校内支援の体制をさらに充実をさせ、落ちついて学習できる環境をつくってほしいという、学校の現場からの要望は切実でございます。

現在、特別支援教育の充実を図るという立場から、まず教育委員会としてどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

さらに、それぞれの障害の程度に応じたきめ細かな生活支援を行う学校支援員が、現在50名配置をされておりますけれども、その役割を考えますと十分ではなく、増員が求められます。新年度、県に対しては学級支援補助教員の増員とともに、市として学校支援員をさらに増やしていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 学齢期の子どもへの支援についての御質問で、最初の御質問の、乳幼児医療費支給事業を小・中学生までに拡大することについての御質問に御答弁申し上げます。

本市では、時代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つように、子育て家庭を支援するさまざまな事業につつまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、乳幼児を抱える保護者の皆様が、外出中に授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の整備や、未就園児の乳幼児を持つ親とそのお子様が自由に集い、親子の交流や情報交換をすることのできる「あつまれ！わくわく広場」や「子育てサロン」の事業運営など、身近な子育て支援のための施策の充実が心掛けてまいりました。

中でも、乳幼児医療費助成制度につつましては、子どもを育てる保護者の医療費負担をできるだけ軽減するために、これまでも山口県の制度に市の単独事業を加えまして、支援の拡充に努めており、平成21年8月には、県が一部自己負担金を導入した折に、本市は利用者に新たな負担が発生しないよう相当分を負担し、制度を維持してまいりました。

加えて、平成23年8月には、4歳未満の乳幼児につつまして所得制限を撤廃し、さらに昨年8月には、これを小学校就学前の幼児全てに拡大して医療費の無料化を実現し、その当時では、県内13市中トップの状況を実現するなど、段階的ではございますが、事業の拡充を図ってまいったところでございます。

市民の皆様の誰もが安心して医療サービスを受けられる制度の充実が、大変重要でござ

います。特に、お子様の病気やけがの際に、医療費の心配をすることなく医療サービスを受けられることは、子育て家庭にとりまして心強い支援になるものと考えております。

御質問の小・中学生までの医療費助成制度の拡大につきましては、段階的に制度を拡充することについて、財政的な面も踏まえながら、さまざまな角度から検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私からは、特別な支援を要する児童・生徒に対する教育の充実について、お答えいたします。

まず、特別な支援を要する児童・生徒に対する支援の具体的な取り組みについては、本市特別支援教育の三つの柱から、「支援体制の充実」、「指導方法の工夫改善」、「関係機関との連携による適正な就学指導」について、御説明申し上げます。

一つ目の「支援体制の充実」については、通級指導教室の開設でございます。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、主として通常の学級で各教科等の指導を行いながら、通級指導教室という場で、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を行う教育形態でございます。この通級指導教室を本市では、華浦小学校、佐波小学校、佐波中学校で開設し、担当教員が、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的として指導を行っております。なお、就学前の幼児を対象とした通級指導教室も、華浦小学校、佐波小学校に開設しております。

二つ目の「指導方法の工夫改善」に向けての取り組みにおいては、特別支援教育研修会を開催しております。平成25年度には、特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、個に応じた指導方法の工夫改善を図るために、通常の学級の教員を対象として、本研修会を開催いたしました。

三つ目の「関係機関との連携による適正な就学指導」については、防府市就学指導委員会の開催について申し上げます。

防府市就学指導委員会は、医師、臨床心理士、大学教授、学校関係者等、特別支援教育に精通された方々で構成しております。本委員会においては、年間数回、心身に障害のある、もしくはその可能性のある本市の学齢児童・生徒に対して、適正な教育措置を講ずるために審議を行っているところでございます。

次に、学校支援員の平成26年度におけるさらなる増員についてでございますが、議員御案内のとおり、防府市教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在

籍する小・中学校に、学校支援員を平成24年度は40人を、平成25年度は50人を配置してきたところでございます。

しかしながら、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の数は年々増加しており、学校支援員をぜひ増員してほしいとの要望が、各学校から上がっているところでございます。

防府市教育委員会といたしましても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな生活支援を一層充実させる必要があると考えており、引き続き、学校支援員の増員に向けて努力してまいります。

また、特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にある原因についてでございますが、その一つとして、昨今の医学や特別支援教育の発展・充実によって、特別な支援を要する児童・生徒が以前より明確になっていることが考えられます。特別な支援を要する児童・生徒の中には、支援の必要性の発見が遅れたため、幼児期からの適切な支援が十分に行われず、二次的障害を引き起こしている事例があります。

現在、幼稚園や保育園と市の福祉部局等とが連携し、専門家による診断や、親と子を対象に5歳児発達相談会等が行われるようになり、幼児期から特別な支援を要する子どもたちへの支援や就学指導が充実しつつあります。また、支援方法についても、子どもたちの状況に応じて具体的になってまいります。

さらに、小・中学校入学前の情報を支援に生かす取り組みをなされており、子どもたちへの早期の支援によって、よりよい発達が促される事例も見られるようになってきました。

今後は、子どもたちそれぞれの状況に応じた幼児期からの早期の支援をさらに充実させることで、子どもの発達を促し、小学校入学段階、または低学年までには支援の必要性が少なくなるよう、幼稚園や保育園及び市の福祉部局、障害福祉施設等との連携をより一層深めてまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 再質問をさせていただきます。

まず、小・中学生への医療費助成についてでございますけれども、全国的には義務教育終了までを視野に入れた制度拡充が多いのが実態でございます。少子化が進む状況の中で、子育て支援を政策の大きな柱として取り組まれている市長には、もう少し踏み込んだ御答弁がいただけないものかというふうに思います。

平成25年度の防府の教育概要の中で、児童・生徒の健康にかかわって、防府市の児童・生徒の疾病状況、平成24年度定期健康診断の結果でございますけれども、報告をされております。全国文部科学省学校保健統計調査から抜粋をされたもので、防府市とそれ

から全国平均を比較したものでございます。

これを見ますと、耳の疾患率は小・中学生とも全国を上回り、中学生では全国の平均が疾患率が3.62%でございますけれども、防府市は6.23%です。歯についても、全国平均を上回る状況がありまして、例えば、う歯未処置は、中学生で全国の平均が20.12%ですけれども、防府市では32.7%となっているなど、大変気になるところでございます。

そのほかの項目も全国平均を上回る状況もございますし、また、昨年度以前に比べても増えている状況もございます。

こうした問題というのは、医療費助成だけで完全に解決とは言えない問題もございませけれども、成長、発達するこの時期に、医療費の心配をせずに安心してお医者にかかれるというのは、極めて大事なことでないかというふうに考えております。

改めて市長の御答弁をお願いしたいというふうに思いますけれども、新年度、いかがでございましょうか。取り組みの決意など、御答弁をいただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私もそういう意味においては全く議員と同感で、子育て支援に全力を挙げてまいりたいと、このように思っております。

御答弁でも申し上げておりますが、就学前の幼児に対して、医療費の無料というものを防府市はいち早く実現をしたわけで、しかも所得制限なしということで、全員がその対象ということで取り組まさせていただいております。

次なる道は、小学校卒業するまで全て医療費を無料にとということで、どうだというような、内部では随分いろいろやったわけでございますけれども、いきなりそこへ持っていくということが財政的な裏づけ等々、気になるところもございませるので、私の存念の中にはございませますが、今、これを打ち出していくのは少々早いということで、入院に対する助成を全国の多くの自治体がしておられることも私なりに承知しておりますので、議員の詳しいデータ、お示しをいただいたところでございませけれども、何らかの道を模索しつつあるところでございませるので、御理解をいただけたらと、こんなふうに感じているところでございませ。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ぜひ、市民の方が大変期待をされておりますので、市長の思いをこの医療費助成に、しっかりと思いを届けていただけますようによろしくお願ひいたします。

子どもの健康には、やはり病気の早期発見と早期治療、そして治療の継続が必要でござ



います。安心して子どもを産み、育てられ、子育ては防府市と言えるように、その施策の一つとして、実施を強く要望いたしておきます。よろしく願いをいたします。

続きまして、特別な支援を要する児童・生徒に対する教育の充実についてでございますが、ここに全国調査がございまして、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果と、平成14年と平成24年の比較がございまして。

これを見ますと、学習面か行動面での著しい困難を示す児童・生徒、これが平成14年では6.3%でしたが、平成24年度では6.5%に。それから特徴的なのは、行動面で著しい困難を示すという児童・生徒の割合が、平成14年は2.9%でございましたけれども、これが24年には3.6%。学習面と行動面ともに著しい困難を示す割合1.2%が平成14年ですけれども、これが1.6%にと、このように、全国的にもこうしたきめ細かな支援が必要な児童・生徒、増えてきております。

6月議会での御答弁では、防府市では支援を必要とする児童・生徒の数をお尋ねいたしましたところ、小学校で560名、9.1%、中学校で82名、2.7%という数字が御答弁で返ってまいりました。少し変化をしているかもしれませんが。しかし、全体として増えてきております。

一人ひとりの子どもたちに行き届いた教育が行われるように、それぞれの障害の程度、それぞれ違いますから、その程度に応じたきめ細かな生活支援を行う学校支援員は、極めて重要な役割がございまして。増員に向けて検討ということでございましたので、どうかよろしく願いを申し上げます。

しかしながら、今後、より充実した体制をつくっていくためには、財政的な課題も大変大きいものがございまして。国や県に対し、財政措置など、要望を行うことが必要だというふうに考えますけれども、この点、どのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 特別支援教育の充実を図るためには、国や県への財政支援の要望をという御質問かと思っております。

私ども本市では、市長会を通じて県や国に対して、この特別支援教育における特別支援学級のいわゆる加配教員、知的障害学級では6人以上の学級、自閉症・情緒障害学級及び難聴学級では4人以上の在籍がある、そうした場合の学級において、加配教員の確実な配置をということで要望しております。

あわせて、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童への対応といたしまして、県

の事業であります学力向上等の支援員や学級支援補助教員、そうしたところの拡充、さらには継続を要望しているところです。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） この点では防府市だけの問題ではなく、県あるいは国のしっかりとした財政支援が必要だと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、質問ではございませんけれども、要望を2点ほどさせていただきたいと思えます。

学校支援員は、それぞれの児童・生徒の状況を理解しながら支援を行っていくわけで、大変な仕事でございます。研修も当然のことながら必要。しかし、働く条件を見ますと、時給740円のパートということで、ぜひとも待遇改善に向けて、御検討いただきたいということを要望いたしておきます。

もう一つは、小学校での特別な支援を要する子どもが増えてきている中で、当然のことながら、留守家庭児童学級や、それから留守家庭児童クラブにおいても増えてきております。これらへの対応、指導員を増やすなど、支援体制の充実が早急に求められるのではないかとこのように感じております。ぜひとも現場の声をしっかりと取り入れて、対応をしていただきたいと思えます。

これら2点の要望も含め、全体として私の質問をこれで終わらせていただきます。新年度予算に向けて、ぜひとも実現をしていただきますように、心からお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7番、山本議員の質問を終わります。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

---

午後0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、21番、平田議員。

〔21番 平田 豊民君 登壇〕

○21番（平田 豊民君） 「和の会」の平田でございます。きょうはとうとう私一人になりましたので、少し午後から皆さんお時間ができるとおもいますから、私がしゃべっている間に次の計画を立ててください。（笑声）

ぼやきになりますが、三つほど愚痴のような、ぼやきのことを申し上げます。ひとつよ

ろしくお願いいたします。

実は、先月下旬、家内がおかしな風評を聞いてまいりました。「お父さん、来年の富海小学校卒業生6人のうち、5人は中高一貫校に、残りの一人がやっと富海中学校に進学するんだそうですよ」というようなことを申しました。また「保護者会で何か制度の変更の説明もあったような」ということも申ししておりました。

顧みますに、私は平成19年当時、富海中学校は国府中学校に併合されるのではないかという思いがいたしておりました。

それで、地元の人たちとの意見をいろいろ集約いたしましたところ、8割は「富海中は地元にあったほうがよい」と、残りの2割が「大規模校でもまれたほうが子どもたちのためになるんだ」と。だから「併合もよし」という御意見だと理解しておりました。

それではということで、富海中学校の地元への固定化にはどうすることをしたらよいかを考えました。それでお願いしたのが、小中一貫校がよかろうということに端を発する一件でございます。

御質問したところ、一貫教育なら可能だとのことで、英語教育を中心にした制度が、教育長さん、校長先生方の御尽力により、今日に至っておると思っております。

ですから、私は一貫教育制度はこの4年で完成し、もう自分の仕事は終わったものだと思います、学校の連絡会議とか、協議会などからも、この3月をもって身を引いております。

ところが、こうした風評を聞いたものですから、少しばかり慌てております。各学校、教育委員会をお訪ねしようかとも思いましたが、質問の機会もあることでございますので、改めてお尋ねするところでございます。

それでは、富海小学校は一貫教育と認識いたしておりますが、改編がなされるのでありましようか。また、どのようになされるのか、いつごろまでになされるのか、お教えてください。お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 平田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 富海小・中学校での制度について、お答えいたします。

富海小・中学校における小・中学校を通じての小中一貫教育についてでございますが、平成20年6月議会の議員からの一般質問におきまして、「小中一貫教育に向けた小中連携教育として、富海小・中学校を2年間の研究指定校に指定し、教育課程の編成等を研究する」と答弁し、平成20年度から小中連携教育を研究いたしました。

さらに、その2年目からは文部科学省の研究指定校として、9年間を見通した英語教育の研究に、平成23年度まで取り組んでまいりました。

現在、富海小・中学校では、それらの研究成果をもとに学習指導要領の枠にとらわれない教育課程が編成できる、いわゆる文部科学省の教育課程特例校として、小学校1年生から外国語活動を実施するなど、英語教育において9年間を見通した、一貫した指導をしております。また、学校行事や総合的な学習の時間におきましても、小・中学校が連携した指導を行っております。

議員御案内のとおり、防府市教育委員会では、この11月9日に富海小・中学校の保護者に対しまして、今後の富海小・中学校の教育について、その方向性を説明をいたしました。その中で、富海小・中学校を新たな研究校として指定し、これまでの小・中学校9年間の一貫した英語教育を軸とした研究と実践の成果を、さらに発展させる研究をすることをお話いたしました。

次に、小中一貫校の内容や実施までの期限について、具体的にお示しいただきたいということについてでございますが、平成26年度は、現在実施している小学校1年生からの9年間の一貫した英語教育を実践しながら、小学校3年生からの英語科の導入、中学校ではオーラル・コミュニケーションに特化した英語科の導入について、これまでの研究を充実・発展させるとともに、他の教科におきましても、一貫した教育課程と指導のあり方を研究してまいります。

さらに、学校行事のみならず、日々の生活指導においても発達段階に応じた連続的な指導方法について、平成27年度から、小中一貫校としての試行が開始できるよう研究してまいります。

その中で、ALT（英語指導助手）の常駐を目指して派遣回数を増やしたり、教科の指導において、可能な範囲で富海小・中学校の教員が相互に乗り入れて授業を実施したりすることによって、小中一貫校としての特色を打ち出し、必要な教育環境の充実に向けて整備を図ってまいります。

また、小中一貫校として教育活動を展開するためには、教育課程だけでなく、教職員の配置や施設に関する事など、検討する必要があります。平成27年度は、26年度に研究した内容を試行として実施しつつ、教員の配置等を山口県教育委員会とも協議しながら研究し、その成果と課題を検証しつつ改善を加えまして、実践研究に取り組んでまいります。

防府市教育委員会といたしましては、富海小・中学校の研究成果を市内の各小・中学校の実情に応じて、教育力の向上のために取り入れてまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 平田議員。

○21番（平田 豊民君） ありがとうございます。

教育長さんの御説明いただきましたことで、頭の中は整理ができました。納得がいききました。

先ほども申し上げましたが、ちょっとぼやきのなものでございますが、一つだけお尋ねいたします。

富海というところは、ある物事の話が西の端でぼっと起きると、3日後には東の端まで伝わっております。そういうような、まだ、いまもって富海村でございます。その枠を外れないという悲しみを持った地域でございます。

そういうものがございますので、何かうちの太った女房が耳にする、そういうのが届くというのが何か不思議なもので、頭の中は現在、正直言いまして、混乱をしているのが実情でございます。風評とは言え、小学校に何かあるのかと、また、地域の者として学校自体におかれましても、地元の意向、一貫教育、今度は一貫校を目指すということ、恐らく構成は校長先生がお一人、それで教頭先生が小学部のほうではお一人、中学部のほうへお一人というのが標準的な形だろうかと思っておりますが、地元の意向も、そういう意向でおるとということも御配慮いただけるのではないかなというようなことで、ちょっと愚痴っぽいことではございますが、その辺のことを耳になされたり、今後ともそういう線に沿って、事を進めるということをお願いできたものかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 小中一貫校、学校が一つということであれば、先ほども答弁の中で申しましたが、教育内容だけでなく、いわゆる学校教育に携わる教職員、さらには施設等も含めまして、一つの学校として捉えるということが基本になるかと思えます。

そうしたところで、教職員の配置の問題でございますが、やはりこれの教員の任免——任用あるいは免職、そうしたこと、教員の任免に関することは、これは県の教育委員会の仕事です。

子どもはそういうことですので、ぜひ、また県ともよく協議をしまして、学校が一番よく動く、また、そうした子どもたちのために、本当に教育内容も含めて、一貫校として充実するような教員配置、先ほどもちょっと中身で申しましたが、小学校の教員が中学校へ指導に入る、あるいは中学校の教員が小学校で指導をする、そうしたことも含めまして、あるいは校長を一人にするか、あるいは教頭を何人にするかとか、そうしたことも含めまして、またよりよい方法を考えてまいりたい、そういうふうに考えております。

そうすることで、この取り組みが富海小・中学校一貫校としてだけでなく、他の市内の

小・中学校での教育に生かされるということも大事かと思えます。そうした大きな狙いと、私ども期待をしておりますので、ぜひ、この取り組みは大事にしていってほしいというふう  
に考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 平田議員。

○21番（平田 豊民君） ありがとうございます。

無事に、あまり極端なことではなく、事が進行することを願ひまして、一番目の愚痴っ  
ぽいお尋ねは終了といたします。

2番目に移ります。

1と関連いたしますが、富海の民力というものは、小学校の入学式にあらわれていると  
今まで思っております。長年、そのありさまを見てまいりました。

それは、その式典が体育館で行われるとき、その配置にあらわれてまいります。片一方  
の壁際には学校関係の方々、それからその反対の壁には来賓の方々、そして挟む真ん中  
には新入生の人たち、そしてその後ろに在校生、その後ろに新入生の保護者という、こう  
いう構造がどこの入学式でも取られていることだろうと思えます。そして、特に来賓数に  
関しましては、ここ30年、変化はないものと思っております。

そして最近、この来賓席がやたらと式典のとき目立つようになってきました。相対的な  
ものでございましょう。新入生の減少に連れて目立つようになってきたというのが実情で  
ございます。

そういう意味合いにおきまして、私は今、民力の低下があらわれているんだと、そうい  
うぐあいに申し上げたわけであります。

事実、過去2件あったガソリンスタンドは今はなく、散髪屋さんも1軒のみ、スーパー  
形式の食料品店が1軒、コンビニが1軒というありさまでございます。こういう状態で  
ございます。

こうした民力の低下、定住者の減少防止を目指し、私として、市街化調整区域でも幅員  
4メートルの道路が通れば、それに沿って家が建てられるんだということを頭に置き、あ  
る自治会で16年をかけ、もう一つの自治会では9年をかけて循環道路を完成していただ  
きました。

消防車、救急車、霊柩車、バキュームカーなどが楽々と通れるようになりました。感謝  
にたえません。そして、その結果、少しずつその道路に沿って家が建つようにもなって  
まいりました。

しかしながら、現状には間に合っておりません。二、三の団体の方々が、活性化のため、

いろいろと行事をやっていただいております。悲しいかな、今、私が申し上げました面には、現実的に効果が波及しておらないのが実情であります。

そこで、ぼやきでございますが、市街化区域でたくさんの稲作が行われております。ここでアパート経営でもやってもらえたら、変わっていくのではなかろうかと思ったりしております。なぜなら、所用で公民館におりましたら、若い御夫婦が公民館に来られまして、「借家とかアパートはないでしょうか」とお尋ねになりました。御主人の勤めは周南市で、おっしゃるには「環境のよい温和なところで子育てをしたくて、富海に住めるかどうか夫婦で調べにまいりました」とのことでした。

また、私の家にも、以前、周南市に勤務しておられる人でありましたが、電話がかかってまいりまして、「自分はあと3年で定年になるのだが、富海に家を建てるような土地はありますか」と。何か電話帳で私が市議員をしているからということで、お電話をいただいたんだろうと思います。しかしながら、今申し上げました2件とも、結果としてうまくいきませんでした。

こうしたことを頭に置きまして、愚痴だと申して申し上げましたが、少しでも富海が活性化するためには、いろいろの富海の動きを規制している、その規制を解除するということが新たな一つの動きを生み出すのではなかろうかと思って、2番目のお尋ねをするわけでございます。

思うようにいくものではないとは百も承知しておりますが、いかがなものございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 富海の活性化について、議員がいろいろお悩みのことから御質問が寄せられていると拝察するところでございますが、那边をついておられるのか、漠としてよく理解ができておりませんが、私なりに答弁を申し上げたいと思います。

農業振興地域である富海の指定を解除できないかとか、あるいは他の活用を目指すべきではないかというような、そういう観点からお答えをしてみたいと思います。

本市の農業振興地域は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農林水産大臣の定める「農用地等の確保等に関する基本方針」のもと、県知事の同意を得まして、市が定めた「農業振興地域整備計画」なるものにおいて、長期間にわたり、総合的に農業の振興を図る区域として指定されております。

この農業振興地域のうち、集団的に存在する農地や土地改良事業が施行された区域内の土地など、生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域が、

農用地区域、いわゆる農振青地でございます。

本年10月時点での、本市の農業振興地域の面積は6,556ヘクタールで、そのうち、農用地区域、いわゆる農振青地でございますが、その面積は1,821ヘクタールで、これを除いたところが、いわゆる農振白地の区域ということに相成ります。

農用地区域につきましては、宅地造成などの開発行為を行うことは原則としてできませんが、農家住宅など個別のものにつきましては一定の判断基準に照らし、「農業振興地域整備計画」を見直すことなく、その予定地のみ、農用地区域から除外しているところがございます。

反面、議員のお話の中にあるんだらうと思うんでございますが、農用地から一定の区域を除外することについては、これは知事の同意を得て、「農業振興地域整備計画」を変更する必要がありますが、これまで、国や県は農用地の面積を増やす方針でございますので、道路や学校の設置計画など、公的な目的以外での変更は困難な状況でございます。

御質問の富海地区、議員御案内のとおり、特に新開作のほうは農用地区域でありながら随所に耕作放棄地も見受けられますので、耕作放棄地の解消に向けて、地元の方々と協議しながら、その対応を検討してまいりたいと存じます。

御質問が冒頭申し上げましたように漠としておりまして、私の答弁も的を得ておられないかもしれません。御理解を賜りたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 平田議員。

○21番（平田 豊民君） ありがとうございます。

市長さんおっしゃるように、思いばかりで、具体的な手を打つということをどうすればいいのかということが頭の中を駆けめぐらただけで、具体的なことが頭に形づくられません。そういうようなことから出発したものですから、曖昧としたことになりましたが、申しわけありませんでした。

でも、それなりに努めてまいりつもりでございます。本当にありがとうございました。

それでは、最後の三つ目の御質問に、愚痴にまいります。

一昨日、飴村秀子先生の主催される「藍と愛の会」の設立総会が市内で行われました。昨年の12月議会の一般質問でお願いいたしました美術品などの展示、収納の場を求めるものの核となり、出発点となるものでございます。市長さんもおいでいただき、まことにありがとうございました。

この1年、私自身、その場所はどこがよかろうかと考え続けてまいりました。先日、飴村先生を交えた会合で、「うめてらす」の南側の一面に場所を求めるのがよいのではなかろうかとの意見を私は申し述べました。



その根拠を、きょうは少しばかりお話したいと思います。

私は天神様の、そして結果的にその門前町が持つ潜在力に感嘆いたしているところでございます。

まず第一に、お正月の三が日、頼みもしないのにあれだけの人が参詣に見えられるという事。宗教心によるものであると、一言では片づけられるものではございませんでしょう。

そうして2番目として、「うめてらす」の方と話をしたことでございますが、今、1の延長線上にあることではございますが、日常参詣に来られた人が「うめてらす」に来られて、「自分は少し時間があるのですが、この近くで見るところはありませんか」と、よくお尋ねになるそうです。その方は、自分としては答えを持ち合わせてない、いたし方ないので、国分寺、毛利邸を説明し、御案内するのですが、まずもって行ってもらえないそうでございます。その方のおっしゃる理由は、「目的とするものが見えないからではないか」と自分は思っていると説明しておられました。

そして、私はその方にお尋ねしたのですが、ちょっと下賤な言い方になりますが、「そういうお尋ねに来られた方々の財布の中には、お金がたっぷり入っているのではないだろうか」と、私はその方にお尋ねしました。そしたら、「私自身もそう思う」と。「だから、そうした人たちに日銭を落としていってもらわない手はないんだと、日ごろから考えている」という御返事でございました。

その証拠的なものとして、「うめてらす」のお土産売り場の年間売上高はかなりの金額だと耳にいたしております。私も一番最初聞いたとき、驚嘆いたしました。全く驚きました。

話が飛びますが、ほかの例として、北海道の旭山動物園、顔は知りませんが後輩に当たる男が園長をしておりました。入園不足で経営がうまくいかず、困っておりました。動物をただ檻に入れて展示しているだけ、じっとしている動物を見せるだけが動物園ではないのではなかろうかという思いに至り、動物の動きを見ていただくという点に切りかえたところ、劇的な変化が起こったそうでございます。

改革はこれだけではないだろうとは私には思えますが、私にとっては、この園長のアイデアを聞いて、予算をつけ、黙ってさせた旭川市長も偉かったと思っております。やっぱりこういう背景をその男がパートナーとして持っていたことが、旭山動物園の活性化に行き届いたんだらうと思います。工夫の大切さということを見せつける一つの例であろうと私は考えております。

こういう点に鑑み、頭の中に「しあわせまちづくり」としての一角を思い描くというこ

とも大切なことではなかろうかということで、こういう提案をする次第でございます。

私どもも十分にお手伝いできることと思っております。そして、先般、一般質問の打ち合わせのとき、観光振興課長が「「うめてらす」の南側にそうした面的整備などの構想はありません」と申しました。事実でございましょう。それならそれでよろしいかと思いません。補助メニューも恐らくないということでございましょうから。

私どもは——ジョン・F・ケネディの言葉ではありませんが、私どもは、防府市に何が協力できるだろうかと。お願いする以上は、我々も可能な限りお手伝いさせていただきます。何から何まで行政におんぶに抱っこでは、たまったものではありませんまい。

新たな土地の購入、新たな建屋の建設、ランニングコストの丸抱えなどは、特に注意してまいりたいと考えております。ランニングコストの軽減につきましては、徳島県脇町のうだつのまちづくりの中に、最適の見本を見つけております。これは、防府市で現実化したときには、十分に活用でき、また見習っていかなければならないものだと確信いたしております。

飴村先生におかれましても、御主人はもう90歳、御自身も85歳でございます。夫婦して年齢のことはよくお話しなさいますし、現在、富海公民館で市民教養講座の講師をお願いいたしておりますが、先生が「きょうは何のお話をしようかと考えておりますと、いつの間にか夜が明けてまいります」と、私が聞きに行ったら、すらっとおっしゃるんです、そういうことを。全くびっくりでございます。芸術家の方々とはこうしたものかと思う次第でございます。自分のことは棚に上げますが、健康には気をつけていただきたいものと思っております。

ちなみに、先般、教養講座の受講生募集をいたしましたところ、定員12名に対して86名の応募がありました。これもびっくりしたことの一つでございます。

ということを踏まえまして、お願いでございますが、先生のお歳もあります。順番待ちも大切でございましょうが、当方一同、懸命に事を図ってまいりますので、お助けいただきたいと思えます。いかがなものでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私どもの聞き取り不足で十分な御質問内容が私のほうにも伝わっておりません。今、述べられたことに沿うた答弁になっているのかどうかかわからないのでございますけれども、ちょっと述べさせていただきますので、また、再質問でお気づきなどいただけたらと思えます。

天満宮表参道にございます本市の観光拠点施設、まちの駅「うめてらす」には、平成

22年4月のオープン以来、多くの方に御利用いただき、近々200万人来館記念を行う予定になっております。

この天満宮表参道周辺には、一帯を面的に捉えまして、大きな拠点施設を設けるということよりも、回遊性を持たせた、にぎわいのあるまちとしていきたいという思いを私は抱いているものでございます。

まずは、「山頭火ふるさと館」の整備を最優先に実現し、天満宮を訪れる観光客の皆様が「うめてらす」に立ち寄られ、さらに「山頭火ふるさと館」を訪ねていただく。こういことによって、「うめてらす」周辺の回遊性が高まり、また、そのことで互いの施設や周辺の店舗などの相乗効果が得られる、滞在期間の延長につながるの経済効果も期待できるのではないかと考えております。

また、「うめてらす」周辺の店舗の皆様が、らんかん橋イルミネーションを整備されるなど、地域を盛り上げる活動を続けておられます。昨夜も私は、そばを通って楽しませていただいたところでございます。

この活動の源は、自分のたちのまちをよくしたいという地域の皆様のお気持ちであり、このような思いを持って活動する方がおられるということは、地域にもよい影響を与え、まちが少しずつ変わり、変わっていくことで、魅力を高め、にぎわいが生まれるのではないかと考えております。

議員の熱い思いの、染色作家、鮎村秀子先生の作品館と申しますか、記念館と申しますか、そのようなものをというお気持ちのようにも感じられる御質問なんでございますけども、現在のところ、行政の主導によってこれを整備していく構想は、計画も持っておりませんが、民間の多くの方々が大変な評価をしておられる、また、日本を代表する藍染作家であることは、どなたも御承知の大作家でございますので、当該地域をさらににぎわいのある地域としていく努力の中で、鮎村秀子先生の作品館なるものが醸成されていくことを、私は個人的には大いに期待もいたしているところでございます。

以上、答弁になったやら、ならないやらわかりませんが、私の存念を述べさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 平田議員。

○21番（平田 豊民君） ありがとうございます。

市長さんが今おっしゃったことで、ほぼ満ちております。これからは、私どものほうでいろいろ計画を立てて、協力者の皆様方と御相談しながら、いろいろ、物が具体化したときには、行政のほうにお願いにまいるという手順になろうかと思いますが、そのときは門前払いでということではなく、御相談に乗っていただくことをひとつお願いいたしまして、

要点を、的を得ない質問ばかりでございましたが、私の質問をこれをもって終わりいたします。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、21番、平田議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お疲れでございました。

午後1時42分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 根 祐 二

防府市議会議員 山 下 和 明